

平成31年3月28日

会員の皆様

一般社団法人全国陸上無線協会

平成31年4月1日からの対応及び消費税の扱いについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営につきまして、ご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、平成31年4月1日から下記のとおり対応させていただくこととなりましたので、お知らせいたします。

また、消費税の扱いについては、別紙のとおりとさせていただくことにしましたので、ご了知の上、行き違いのないようお願い申し上げます。

敬具

記

1 入会金について

平成29年4月から「新規入会キャンペーン」により入会金の免除を実施してきましたが、この度、入会金そのものを止めることといたしました。

- ・ 実施日 平成31年4月1日から

2 負担金を一定期間免除することについて

平成34年11月30日に使用期限を迎える400MHz帯デュアル方式の簡易無線局（以下「デュアル方式簡易無線局」という。）のアナログ波について、使用期限にかかわらず前倒しして早期に停波措置がなされるよう、デュアル方式簡易無線局の申請等手続きのうち、アナログ停波に係る指定事項の変更申請及び無線設備の変更届に係る申請書等サポートに関する料金を免除することといたしました。

- ・ 実施期間 平成31年4月1日～平成32年11月30日

税率が変更となる消費税の扱いについて

ご承知のとおり、平成31年10月1日から消費税率がこれまでの8%から10%に変更されます。これに伴い、当協会の事業の負担金等に係る消費税率も変更させていただくこととなりますが、その扱いにつきましては、公認会計士の指導等もあり、下記のとおりとさせていただくことにしました。

記

1 新たな消費税率を適用する基準日

無線局申請等サポート事業において、一連の業務の中で新たな消費税率を適用する基準日をどの時点にするかにつきましては、案件毎に役務の提供の完了時、つまり総合通信局からの免許状等を会員様に発送した日（免許状等が発給されない場合にあっては、総合通信局の審査完了の日）とすることとします。

したがって、その日が平成31年9月30日以前であれば8%、平成31年10月1日以降であれば10%を適用させていただきます。

2 請求書発行時期の変更

平成31年5月1日以降に受付けた案件毎の請求書の発行は、これまで案件の受付の際であったものが、免許状等を発送する際に変更させていただきます。